

旭川医科大学病院医療安全管理部要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和8年4月9日病院長裁定)

旭川医科大学病院医療安全管理部要項の一部を改正する要項

旭川医科大学病院医療安全管理部要項（平成16年4月1日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(医療安全管理者)</p> <p>第7 医療安全管理部に医療安全管理者を置く。</p> <p>2 医療安全管理者は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 医療安全管理部の業務に関する企画立案及び評価を行うこと。</p> <p>(2) 定期的に院内を巡回し各部門における医療安全対策の実施状況を把握・分析し、医療安全確保のために必要な業務改善等の具体的な対策を推進すること。</p> <p>(3) 各部門におけるリスクマネージャーへの支援を行うこと。</p> <p>(4) 医療安全対策の体制確保のための各部門との調整を行うこと。</p> <p>(5) <u>医療安全管理のための基本的な事項及び具体的な方策についての職員研修を企画・実施すること。</u></p> <p>(6) 医療安全の相談窓口等の担当者と密接な連携を図り、医療安全対策に係る患者・家族の相談に適切に応じる体制を支援すること。</p> <p>(7) <u>医療安全管理委員会が実施する医療安全管理のための業務を支援すること。</u>（新設）</p> <p>(8) <u>院内における医療事故報告等に基づき、医療安全確保のための改善方策の実施に必要な業務を行うこと。</u>（新設）</p> <p>3 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(医療安全管理者)</p> <p>第7 医療安全管理部に医療安全管理者を置く。</p> <p>2 医療安全管理者は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 医療安全管理部の業務に関する企画立案及び評価を行うこと。</p> <p>(2) 定期的に院内を巡回し各部門における医療安全対策の実施状況を把握・分析し、医療安全確保のために必要な業務改善等の具体的な対策を推進すること。</p> <p>(3) 各部門におけるリスクマネージャーへの支援を行うこと。</p> <p>(4) 医療安全対策の体制確保のための各部門との調整を行うこと。</p> <p>(5) <u>医療安全対策に係る体制を確保するための職員研修を企画・実施すること。</u></p> <p>(6) 医療安全の相談窓口等の担当者と密接な連携を図り、医療安全対策に係る患者・家族の相談に適切に応じる体制を支援すること。</p> <p>3 (略)</p>

(略)

附 則

この要項は、令和8年4月9日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

**【改正理由】**

医療法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(略)